

大口町告示第50号

大口町勤労者等生活資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町勤労者等生活資金貸付規程の一部を改正する規程

大口町勤労者等生活資金貸付規程（平成6年大口町告示第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「産業建設部環境経済課」を「まちづくり部企業支援課」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。